

2006年7月 No.461

# 京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

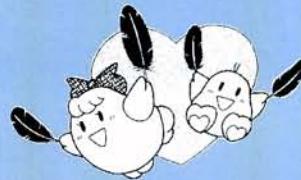
〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375  
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 森 育寿

http://www.kyoshakyo.or.jp

## 主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…障害者自立支援法についておもうこと
- 4面…ぶらっとホーム
- 母子家庭の自立支援に向けたサポート
- 6面…府社協決算報告
- 7面…地域福祉権利擁護事業
- アドバイザーからのメッセージ
- 8面…きばってます～市町村社協の活動紹介～



版画／善峰寺（向日市）

## もえくさ

今、サラ金の高金利を引き下げようという動きが出てきている。金融庁の「貸金業制度等に関する懇話会」が出資法上限金利（二十九・二%）を引き下げるべきとの方向性を打ち出したという。当然ながら貸金業界は、金利引き下げに強く反対している。が、こうした動きをまずは歓迎すべきであろう。今でもサラ金被害は後を絶たない。悲惨な結果も連日報道されている。

▼サラ金業の社員はいう。「二十%以上の高金利で普通の人は返せるか」というと、根本的には疑問に思う」と。しかし、貸倒れの危険を犯してまでも貸付けるのは、そこに意味があるからで、まさにサラ金業者の「存在意義」もそこにある。どんな意味か。「客はまず、取立てが厳しいサラ金業者から先に払う」、そして「本人が払えなくても家族が払ってくれる。日本はそういう社会だから」と取立ての背景を元社員は暴露する。▼さらに、過剰融資や厳しい取立てを繰り返すサラ金業者の体质を産んでいるのは、「貸せば貸すほど儲かる構造があるから」と、ある人は指摘する。大手銀行から年一八%で資金を調達し、年二十五%前後で貸付けるのだから、まさに「濡れ手に粟」、「旨味の極み」である。そして、いろいろな違法問題を起こしつつも、今も大量に“さわやかなCM”で人の心を惑わしつづけているのである。▼サラ金利用者もさまざまだが、病気や失業など生活苦によって、サラ金を利用するを得ない人達も相変わらず多いとう。こうした人達に、セーフティーネットとしての「生活保護」や「生活福祉資金」などがタイムリーに作用しているのだろうか。介護保険法や障害者自立支援法など制度が変わると、新たな生活困難課題が生み出されてはいないだろうか。“普通の人が返せない”高金利を引き下げる事は、今日特に重要だ。同時に、所得格差が広がる中で、防波堤としての制度・施策がもつべき本来機能を發揮すれば、被害の広がりはかなり抑えることができるのではないか。

## 障害者自立支援法の施行と課題

京都知的障害者福祉施設協議会 会長 森 昇

支援費制度がわずか二年で破綻したことから、厚生労働省より新たに「自立共生の社会づくり」を理念とした「障害者自立支援法案」が示され、障害保健福祉施策の統合化（身体・知的・精神の三障害の統一）、制度の持続可能性の確保、自立支援システムへの転換などを柱として二〇〇五年十月に障害者自立支援法が成立し、本年四月より施行されました。しかし、この障害者自立支援法には、当初から、障害のある当事者の方々やご家族、福祉関係者などから疑問と不安の声が上がっていました。そして、障害者自立支援法が施行されて数ヶ月が経った今、その理念とは裏腹に、結果的には、障害のある方々の生活に大きな打撃を与えた、福祉施設の運営基盤を揺るがし、これまで積み重ねてきた障害者福祉施策を根底から覆すような状況が起っています。

### 自立支援法の 三つの大きな課題

#### その大きな問題の一つとして「応

益負担の導入」があります。従来は本人の所得に基づいて利用者負担金が算定されていたものが、介護保険との統合を視野に入れ、利用料の一割負担を原則とする応益（定率）負担へと変更され、さらに、家族の所得まで認定の対象とされたことから、多くのサービス

利用者が一挙に高額の負担を強いられることになりました。この応益負担への変更により、授産施設などを利用している方の会では、「社会保障制度全般についての一体的な見直しの中で障害者の所得保障の施策を検討し、三年以内に結論を得ること」と

いう付帯決議がなされました。これでは本末転倒と言わざるを得ません。

#### 第一の大きな問題として、報酬単価（補助金）の減額と日額給付制度への変更があ

ります。本年四月からの報酬単価の減額に加え、これまでの月額支給から利用実績に応じた日額支給に変更されたため、全国社会就労センター協議会のアンケート調査によれば、前年度実績に比べ入所施設で5%前後、通所施設で十三%前後の大幅な減収となつてお（中規模の通所施設で年間一〇〇〇万円を超える減収が予想される）。

このままでは従来の職員配置とサービスの維持が不可能となり、事業所の存続 자체が危ぶまれる危機的な状況を迎えています。さらに、第三の大きな問題として、障害程度区分の認定方法の問題があります。本年十月から介護給付対象の新事業を利用する場合には障害程度区分の認定を受ける必要がありますが、この一次判定が介護保険の要介護認定調査七十九項目をベースにしているため、知的障害や精神障害の特性が反映されないという重大な不備があることがわかつきました。

また、二次判定を行う審査会では、医師の意見書や特記事項などを勘査しますが、認定の仕組み上、結果的に知的障害の特性は反映されにくく、精神障害の場合にも、生活のしづらさや社会参加の必要性といつた生活ニーズを正しく把握できるかは大きな疑問です。

## 障害程度区分の認定についてのアンケート調査結果

### この障害程度区分の認定について、日本知的障害者福祉協会が行ったアンケート調

査によると、①入所更生施設では、現在の利用者の五十五%近くが入所施設の利用が不可能になり、②通所更生施設では、現在の利用者の三十%近くが生活介護事業を利用できず、③強度行動障害加算対象者のうち、五十八%が入所施設の利用が不可能になり、④現在、夜間支援体制のあるグループホームに入居している人のうち、八十七%の人がケアホームの入居対象とならない恐れがある、などの極めて憂慮すべき結果が出ました。

そこで、このままでは利用者の方々の生命さえも守れないという危機感から、日本知的障害者福祉協会では五千五百人を超える障害のある当事者の方々とご家族、支援者の参加により、去る六月六日に緊急集会を日比谷野外大音楽堂で開催し、①「障害程度区分の抜本的見直し」、②「グループホーム等の居宅サービスに経過措置を設ける」、③「所得保障の確立と諸手当の拡充」を求める緊急アピールを採択するとともに、全国から寄せられた三十万人を超える署名を添えた請願書を国会に届けました。

### 自立支援法の理念と実際の乖離

このほか、本人申請主義による利用者負

担保金の格差、市町村の補助制度や対応の格差、利用者負担金の扱いについての事業所間の格差などが起きているはすですが、行政も含め、だれも把握できておりません。また、支援費請求の事務処理にも膨大な時間と労力を要していますが、市町村の扱いも異なり、未だに統一された様式やソフトが整っていないなど、問題や混乱は数えきれないほどです。

## 勇気ある一步を 支える「安心」



### ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。

保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

#### ボランティア・福祉活動等行事保険

#### 福祉事業総合補償制度

#### まごころワイド

問合せ・申込先

もあります

（福）京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375  
TEL 075-252-6295

取扱代理店：株式会社SRM 専用ダイヤル 075-822-8613  
引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

このように、今回施行された障害者自立支援法は、障害のある人々の地域生活と就労を促進することを謳いながら、それを実現する制度の裏付けもなく、大きな問題を抱えながら、本年十月からの新たな事業体への移行や、障害児施設への契約制度と日額給付制度の導入に突き進もうとしています。

かつて、高齢者福祉を襲った大波が、現在、障害福祉関係に押し寄せており、次は第三の波として児童福祉関係を襲うであろうともささやかれています。

しかし、戦後六十年間をかけて先達の努力で築き上げてきた我が国の福祉制度が、まるで積み木崩しのように、格差社会の渦の中に音を立てて崩れ去ろうとしているのを見過しているわけにはいきません。

今、再び「社会福祉の精神」に立ち返り、競争原理と自己責任の論理から「福祉のこころ」を取り戻すために、関係者一同が連帯し立ち上がりながらならないと決意を固めているところです。

【競争原理と自己責任】の  
論理から「福祉のこころ」に  
立ち返る

## 社会福祉施設 総合損害補償 しせつの損害補償 社会福祉施設の さまざまなリスクに対応

### ● 安全・健全な施設運営のために! ●

#### プラン1 施設の業務中事故 賠償補償

- 法人業務を包括的に補償
- 賠償責任を負わない際の見舞補償も充実

#### プラン2 滞在型施設利用者 傷害事故補償

- 施設の過失の有無は不問
- 热中症(熱射病・日射病)も対象
- 他の保険とは関係なく支払い

#### プラン3 通所型施設利用者 傷害事故補償

- 施設の過失の有無は不問
- 热中症(熱射病・日射病)も対象
- 他の保険とは関係なく支払い

#### プラン4 施設送迎車搭乗中の 傷害事故補償

- 施設の過失の有無は不問

#### プラン5 施設職員に対する3つの補償

- 全職員対象の政府労災上乗せ補償
- 役職員や実習生を対象とした傷害事故補償
- 常勤・非常勤職員を対象とした感染症罹患事故補償

#### プラン6 施設の什器・備品 損害補償

- 施設の現金等も対象

#### プラン7

#### 個人情報漏えい対応補償

個人情報の漏えいによる法律上の責任を負った場合  
(恐れる場合も含む)の損害賠償金額を補償します。

#### 補償 内容

#### 第三者への損害賠償

法律上の損害賠償金  
弁護士費用等の争訟費用

#### ブランド価値のき損を防止・縮減

謝罪会見・広告・文書費用  
見舞品購入費用  
コンサルティング費用

この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒にして契約を行う団体契約（「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」）です。

詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。



社会福祉法人

全国社会福祉協議会



株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

〈引受幹事保険会社〉株式会社 損害保険ジャパン

作成日 平成18年3月27日 SJ-05-13974

# ぶらっとホーム

このシリーズでは、いま、キラキラ輝いているひとを紹介しています。



左が山崎聰子さん、右が西本好江さん

そのような二人との出会いは、当時の母子センター担当職員が「就業準備セミナー」の企画をしていた頃、その職員が勉強のために参加した人材育成セミナーに山崎さんも参加していたことからでした。二人がいろいろと話をする中で、お互いの問題意識が重なり合い、意気投合。それを機会に「就業準備セミナー」の講師をお願いすることになりました。「就業準備セミナー」が始まった当初は、「どうしても一方通行のセミナーになってしまい、参加した人たちが

成の仕事をしています。

山崎聰子さん（リブコンサルタント代表）  
西本好江さん（有ジップコードレーション代表取締役）

母子センター主催  
「就業準備セミナー」への関わり  
ドバイザーとして大

「京都の福祉」二〇〇六年三月号で紹介した京都府母子家庭等自立支援センター（以下、母子センター）は、近年、シングルペアレントが増加する中、就業による自立を支援するために設立されました。この母子センターが開催する「就業準備セミナー」は、シングルペアレントになつたばかりで、何をどうしていいのかわからず悩んでいる方や今後、シングルペアレントになることを考えている方を対象に「どのような手続・準備が必要なのか」「今の不安・心配をどのように乗り越えていけばいいのか？」などを考え、就業や自立を支援するセミナーとして、年五回開催されています。

今回のぶらっとホームでは、このセミナーの講師として、一年前より企画から当日の運営にまで関わっていただいている山崎聰子さん、西本好江さんにお話を伺いました。

山崎さんは大学を卒業後、企業に就職し、企業での経験を活かして独立をしました。  
現在はキャリア・ア

学生や再就職希望者にカウンセリングや講義、医療スタッフを対象とした接遇マナー やカウンセリングの研修を行なっています。生きてきました。起業された現在は、得意なら誰でも遭遇する問題と直面しながらも就職、転職、米国留学、起業をしました。て、中学・高校生や会社員を対象に人材育

## 参加者とともににつくる「就業準備セミナー」

### 母子家庭の自立支援に向けたサポート



参加者の話しに耳を傾ける二人

思ひを語る場がなかった」と山崎さんは当時を振り返ります。

その頃、京都リサーチパーク内で近くにオフィスを構える西本さんに山崎さんが協力を依頼して一緒にセミナーを運営していくことになります。セミナーの運営スタイルも考え方を整理していくためのワークシ

ヨップ形式に変更。自立に向けて聞きたいことやアドバイスを受けたいことが自由に出し合え、明日から次のステップを踏み出せるような雰囲気へと次第に変化をしています。

## それぞれのキャリアを活かしたセミナーづくり

不安と緊張の面持ちの参加者を前に、山崎さんが全体をリードし、今回のセミナーのねらいなどを紹介していきます。次に西本さんがこれまで歩んできた人生の一端を紹介し、参加者の中には自分が直面していることとオーバーラップして泣き出す人も。二人のこれまでのキャリアがうまい具合にからみ合い、次第に参加した人々を和やかな雰囲気へと導きます。

一方的な講義形式ではなく、参加者自らが自立に向けた解決の糸口を探っていくようにグループワークが進められ、山崎さん、西本さんも参加者のグループに入り、打ち解けやすい雰囲気づくりのために随所にアドバイス。参加した人達が一緒に考え、意見を出し合い、会場全体が一体となっています。

「毎回のセミナーは薄氷の上を踏むような気分。セミナーで初めて会う人達の前で話をして、自分が話したことが、参加した人達の人生に影響を与えるだろうと思ふと、緊張の連続です」と西本さんは話します。終った後は、いつも一人は時間を

かけて反省会を行います。次回に向けての改善点や参加者の反応等を振り返ることが、次のセミナーの運営やそれぞの仕事につながっていきます。

## 参加者同士の仲間づくり

こうした山崎さんと西本さんの二人三脚で、セミナー自体の内容も徐々にパワーアップしたのとあわせて、セミナー参加者もパワーアップ（エンパワメント）されました。参加した人たちからは、「あらためて困っているのは自分ひとりではないこと、講師のお話であきらめない、前向きな気持ちの大切さや勇気をたくさんいただいて感謝の気持ちでいっぱいです」「わかりやすい説明と雰囲気。説明を聞くだけではなく、話に参加できたことがよかったです」「来ている人が全く知らない人ばかりなのに、自分がそれを気にしているのが楽しく思えた」との意見が寄せられています。

「グループワークで話すことによって、受身でいるばかりでは駄目で、積極的にならないといけないのがよくわかった」「講師の話が前向きで背中を押された気がした」とのセミナー参加者の意見にみられるように、参加者が次の一步を踏み出す上で、また、京都府内の母子家庭の自立支援に向けて山崎さんと西本さんのサポートは大きな力となっています。

## 今後の抱負として

こうした意見の参加者同士が、自然発生的に集まり「ふくろうの会」が昨年十一月に結成されました。「ふくろう」は、世界中で縁起がよい鳥と言われていることから「会」の名前が付けられました。月一回の定例会を行い、パソコン・スキルアップ、書籍も出版したい」とも言います。

西本さんは、時にはリサーチパークの事務所に寝泊りするような忙しい仕事の一方、京都府の農山村の古民家に移り住み、自然環境豊かな空間で、プライベートな時間を過ごしています。この「会」にも山崎さん、西本さんが側面からサポート。月一回の定例会

にもできる限り出席し、会のメンバーとの交流を積極的に図っています。最近では、会のメンバーがセミナーに関わり、グループ等でアドバイザー的な役割を果たしています。不安で緊張している参加者へ

根ざしたワークショップが開催できれば…」と夢を語っていました。

お一人のお話を伺い、様々な人生経験を経て起業、活躍されている姿は、女性としての生き方そのものを考えさせられました。

「私も昔はいろいろ悩みました」「私の場合はこのように対処したよ」と優しくアドバイス。このアドバイスが、参加者の気持ちをほぐしていきます。

「このセミナーをさらに充実させていくことはもちろん、シングルペアレン特題をライフワークにしていきたい」とお二人は語ります。また、「いつかは二人で力をあわせて、シングルペアレン特題に関する書籍も出版したい」とも言います。

**山崎聰子さん リブ・コンサルタント代表**  
〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町93 スタジオ棟2階  
tel:075-321-7904 fax:075-325-4221  
e-mail:sato.yamazaki@rose.ocn.ne.jp  
キャリア支援講座の開催や医療ケアマナー研修、ビジネス・マナー研修を実施

**西本好江さん (有)ジップコーポレーション代表取締役**  
〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町93 スタジオ棟2階  
tel:075-325-4222 fax:075-325-4221  
e-mail:yoshi@netaid.or.jp  
企画、制作、デザイン、編集、農業に関する企画  
児童虐待防止HPのコンテンツ制作  
環境、教育、子育て、暮らしに関するソフト開発やレクチャーなど

# 平成17年度 京都府社会福祉協議会決算報告

## 一般会計・特別会計収支計算書(総括表)

(単位:円)

		収入額 (前年度繰越金含む)	支出額	差引額	備考
一般会計		1,505,004,399	1,400,798,120	104,206,279	翌年度へ繰越し
特別会計	公益事業	21,686,705	21,686,705	0	
	収益事業	15,093,618	15,086,422	7,196	翌年度へ繰越し
	生福貸付事業費	1,593,488,835	309,610,958	1,283,877,877	翌年度へ繰越し
	生福貸付事業事務費	67,396,455	67,392,966	3,489	翌年度へ繰越し
	離職者支援資金貸付事業費	899,611,723	125,190,090	774,421,633	翌年度へ繰越し
	離職者支援資金貸付事業事務費	8,162,632	8,162,632	0	翌年度へ繰越し

## 財産目録

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
1. 流動資産		〔積立預金〕	
現金	185,759	普通預金	18,924,697
一般会計	185,759	一般会計	14,143,408
郵便振替	13,436,818	生福資金事業費	1,084,994
一般会計	7,018,052	離職者資金事業費	3,696,295
生福資金事業費	5,396,226	有価証券	325,269,695
離職者資金事業費	973,280	信託預金	一般会計 6,000
収益事業	49,260	定期預金	139,006,322
普通預金	234,560,600	一般会計	121,867,302
一般会計	85,248,852	生福資金事業費	17,139,020
公益事業	1,623,237		
収益事業	970,830	資 产 合 计	9,065,723,828
生福資金事業費	128,198,893		
生福資金事務費	91,009	3. 流動負債	
離職者資金事業費	13,448,353	未払金	103,813,747
離職者資金事務費	4,979,426	一般会計	52,270,306
定期預金	1,927,525,000	公益事業	2,652,810
一般会計	37,525,000	収益事業	1,972,002
生福資金事業費	1,150,000,000	生福資金事業費	20,000,000
離職者資金事業費	740,000,000	生福資金事務費	21,889,647
未収金	109,021,728	離職者資金事務費	5,028,982
一般会計	44,273,945	預り金	18,514,981
生福資金事業費	20,603,240	一般会計	17,820,390
生福資金事務費	21,825,059	公益事業	1,000
離職者資金事業費	20,000,000	収益事業	350,177
離職者資金事務費	49,556	生福資金事業費	320,482
公益事業	1,030,573	生福資金事務費	22,932
収益事業	1,239,355		
前払金	一般会計	4. 固定負債	
貯蔵品	収益事業	交付金	7,416,262,500
		生福資金事業費	5,416,262,500
2. 固定資産		離職者資金事業費	2,000,000,000
I. 基本財産		借入金	一般会計 750,000,000
定期預金	一般会計	退職給与引当金	一般会計 155,780,270
II. その他の固定資産			
車両運搬具	一般会計		
器具及び備品			
一般会計	846,392		
生福資金事務費	5,286,862		
離職者資金事務費	3,573,150		
権利	3,062,430		
一般会計	999,968		
生福資金事務費	957,968		
ソフツウェア	一般会計		
貸付金	42,000		
一般会計	362,250		
生福資金事業費	766,727,600		
離職者資金事業費	4,132,384,623		
退職積立預け金	1,225,578,367		
	6,124,690,590	負 債 合 计	8,444,371,498
	155,780,270	差 引 正 味 財 産	621,352,330

## 地域福祉権利擁護事業アドバイザーからのメッセージ①

# 制度と当事者を結ぶ役割

南丹ブロックアドバイザー  
南丹市社会福祉協議会 日下部 治

きるとは」とか「人を尊敬するとは」について学ばせていただきました。

### 権利擁護とは

私は当初、この事業名の「権利擁護」という文字がずっと重たく感じて、なんとかやさしく親しみの持てる名称にならないものかと思っておりました。しかし、時間が経過し、多くの人々の福祉サービスの利用援助や日常的金錢管理等の支援活動を取り組んでいるうちに、今では、この「権利擁護」という文字が私の仕事の誇りになってきたように思います。

「権利を擁護する」「人権を守る」という言葉はよく使われています。私もその内容について深く考えることなく諸場面で使つてきました。その人を保護するとか、守つてあげるという感覚でなく、人権を尊重するという立場でしっかりと捉えたいと考えています。

### 本人同意を得るねばり強い

#### 取り組みが大切

事務所のロッカーを開けると、「地域福祉権利擁護事業綴」がぎっしりと並んでいます。平成十二年度の一冊のファイ尔から始まり、今日までの六年あまりの本事業の歩みが綴じられています。この間、多くの認知症高齢者、知的や精神に障害のある方々に出会い、それぞれの歩んでもられた人生やこれから生き方について語り合つてきました。これらの様々な人生から私は、「生

ことが本人のためだといって物事を決定することは許されません。

本人のためにかれと思っておし進めることがありがちですが、それは決して人権尊重、人権擁護にはならないと思います。本人同意を得るために時間と判断に必要な情報提供、そして分かりやすい丁寧な説明を大事にしたいものです。

一方、「本人同意」が得られないとい

うことは放置されている場合もあります。ある劣悪な住環境状況のお宅について、先日、やっと関係者八人が利用者とともに家内外の大掃除ができました。ここに至るまでには本人同意を得るのに時間がかかりましたが、本人の喜ばれる顔にうれしい汗を流しました。本人同意を得て問題解決をする根気強い取り組みも「権利擁護」の大きな仕事です。

### 制度と当事者を 結ぶ役割を果たすこと

#### 制度と当事者を 結ぶ役割を果たすこと

近年、福祉や医療分野等の諸制度が整備充実してきました。行政など関係当局は、そのつど広報に努めていますが、一般市民とりわけ高齢者や障害者にはその内容が確実に受け止められていらないことが多くあります。自分がその対象者であるという認識も弱いし、その利用申請手続きもわからない人が多いのではないかと思っています。

本年四月からは、本事業が市町村社協の主体事業となりました。住民にとって、今まで以上に身近なところで利用しやすい事業になりました。各市町村社協専門員のご努力により利用拡大に飛躍的成果があがるよう期待しています。

今年度より、地域福祉権利擁護事業が全市町村社協実施となつたことに伴い、従来の基幹的社協専門員はアドバイザーと位置づけられました。このシリーズでは、本事業の充実・発展へのヒントや提言についてメッセージを頂きます。

は、今まで受診したことないが受けたいといわれるので、本人同行で役所へ行き、担当者に説明を求め、申し込むことができました。この時、障害者のための様々な給付制度があることを教えてもらい、併せて複数の利用申請をすることができました。

給付制度のほとんどが申請主義です。行政担当者が市民の一人ひとりに利用を促す説明をすることは不可能なことです。そうなると制度と当事者を結ぶ役割を果たす人がどうしても必要です。

私は、初めて本事業の果たすべき役割の大きさをとらえることができました。「福祉サービス利用を援助する活動」「制度をつかいこなすことを支援する活動」は、高齢者や障害のある人にとって欠かせないものだと思います。同時に、これらの諸制度を熟知していることが専門員の専門性の一つになるのだと知り、自分の不勉強さをここにきて恥じているところです。

京都府社会福祉協議会や京都府当局はもとより近隣の先進市町社会福祉協議会のみなさんには本当にお世話になり、おかげさまで今年の三月一日に与謝郡内三町（加悦町、岩滝町、野田川町）の合併に伴い、京都府で平成生まれの“第六子”として「与謝野町社会福祉協議会」が誕生しました。

旧町時代は、当然のことですがそれぞれに特色あるまちづくりがすすめられて、丹後地方の中核的役割を占めてきた加悦・岩滝・野田川町ですが、福祉施策も府内では先進的で高い評価を得ていたと言えます。そして、各町からその推進役を任せられ福祉の風土づくりの立役者となってきたのがそれぞれの社会福祉協議会でした。多くの理解ある協力者のみなさんのご助力の賜にほかなりません。

これからは、その伝統と実績を大切にしながら、旧社協の優れた施策を尊重し、スケールメリットを生かした新規活動に鋭意取り組んでいくこととしています。

当地方の基幹的産業である織物業や農業は依然として厳しい経済環境にあり、社協を取り巻く財政事情も予断を許さない状況ですが、国の各種制度の改正をはじめとして高齢者や障害者の方々の福祉に対する期待感はますます大きくなってきていま

まだまだ、よちよち歩きの「与謝野町社会福祉協議会」ですが、今後ともいつも関係者や町民のみなさんのご協力をいただき、行政当局や京都府社協そして仲間社協のご指導・ご支援を仰ぎながら、

手づくり福祉の推進に努め、職員一丸となって“福祉力の醸成”にがんばる所存です。京都府内の社協のみなさん、どうかこれからもよろしくお願いします。

（文・与謝野町社協事務局）

～市町村社会福祉協議会の活動紹介～

# きばってます！



平成18年3月生まれです…与謝野町社会福祉協議会

## 常務理事就任あいさつ

京都府社会福祉協議会 常務理事

森 育寿

いく も



平成十八年六月一日付で常務理事を  
拝命いたしました。

役員の皆さまや会員の皆さまのご指導、ご協力をいただきながら、また、事務局職員のご協力を得て、地域福祉の推進のため、微力ですが頑張つていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今日の「厳しさを増す社会経済状況」

や「変革期にある社会福祉動向」のな

かで、本会の役割や本会への期待はますます増大しており、「選択と集中」そして「経営的視点」を堅持しながら本会の業務方向を打ち出していくことが重要になってきており思っています。

その一つは、契約型地域福祉の時代

にあって、利用者の「選択と自己決定」を支援するため、利用者の意思決定をサポートしたり、情報を公開したり、苦情を解決したりする事業で、従来型の「措

置の時代」からすると一歩下がつたいわば「契約型」の枠組みを整える業務方向です。契約型福祉サービスは今後、本格的展開が予想されるので、この業務方向は決しておろそかにできません。

もう一つの業務方向は、社協が今までの歴史の中で大切にしてきた福祉団体、福祉関係有資格者、地域住民などの幅広いネットワークの再構築とい

った業務方向で、福祉の地域をつくり、基盤を構成し、さらに契約型地域福祉を補完する地域福祉のセイフティーネットとしてその役割が重要になってくると思います。

この二つの業務方向は、社協の成り立ち、特性と深く結びついており、社協の「売り」「強み」にしていかねばと思っています。同じ「想い」と「志」を共有しながら、しっかりと議論して見定めていくといったことが今必要かと思っています。

今後とも、よろしくご指導ご鞭撻のほどお願いし、あいさつとさせていただきます。

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注)本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。